

平成18年度福井県消費生活審議会概要

- 1 開催日時 平成18年11月13日(月) 午前10時～11時30分
- 2 出席委員 加藤委員、荒井委員、稲田委員、佐藤委員、豊嶋委員、
花山委員、原田委員、美尾谷委員、見谷委員、宮崎委員、
矢尾委員
- 3 議事次第
 - (1) 開 会
 - (2) 安全環境部長あいさつ
 - (3) 議 題
会長選出等(会長：加藤委員、会長代理：荒井委員)
苦情処理部会委員指名
(部会長：原田委員、部会長代理：山下委員
部会委員：荒井委員、豊嶋委員、矢尾委員)
平成18年度事業の取組み状況について
平成17年度および平成18年度上半期における相談状況について
最近の消費者行政の動向について
 - ・ 最近の製品事故への対応
 - ・ 消費者団体訴訟制度
 - ・ 消費生活リーダー等支援事業
 - ・ 消費生活センターの移転概要
 - (4) 閉 会
- 4 意見の概要

<消費生活リーダー等支援事業>

【委員】

・講師養成講座は、受講期間が長いと、申し込みたいとは思いますが二の足を踏んでしまう。また、募集案内には、受講対象者(例えば、実修講座修了生等)や講座のレベルをもっとわかりやすく記載して欲しい。

・今回、講師養成講座にどのぐらいの申込みがあり、どのような基準で受講者を決定したのか。

【事務局】

・講座修了生には、各地域において出前講座の講師をしてもらう予定であり、そのために必要なカリキュラムを組んでいるので受講期間については、理解をして欲しい。

・今年度、講師養成講座には 20 名の応募があった。消費生活センターが実施している実修講座修了生を優先し、今後、地元地域で活動していただくため、受講生の地域性についても考慮した。その結果、福井市 4 名、敦賀市 1 名、越前市 1 名、越前町 1 名、南越前町 1 名、高浜町 1 名、おおい町 1 名の計 10 名と決定した。

< 学校での消費者教育 >

【委員】

・平成 18 年度 9 月末までの出前講座 41 回のうち、小学校、中学校、高校では何回ぐらい開催しているか。

・各地域で消費者被害が広がっているので、各学校で何年かに一度、出前講座を受けられるような体制が望ましいと思う。そのために、講師養成講座は非常に有効であると思う。

・教員の新任研修、10 年研修のカリキュラムなどに消費者教育を組み入れていくことで、学校全体、教諭全体の消費者教育意識が高まり、副読本等の活用が進むのではないか。

・三国高校家政科に消費生活モニターを委嘱しているが、生徒は調査研究や発表方法も学習しているので、ただ意見をもらうだけでなく、もっと活用して行って欲しい。生徒の家庭科学習と連携し、もっと PR していくことで生徒の意識も高まるのではないか。

【事務局】

・今年度、教育現場での出前講座は 13 回実施し、参加者は 1,700 名である。中学校では美浜中で実施して 113 名が参加している。小学校での実施は今のところない。また、シルバー対象の講座は 11 回参加者 905 名、その他、各市のアドバイザーや生命保険協会等一般の方々を対象とした講座は 17 回 623 名である。その他、学校内で悪質商法に関するパネル展示を実施している。

・講師養成講座では、3 年で 30 人の講師を養成し、それぞれ年 2 回程度、出前講座の講師を務めていただく予定である。消費生活センターの相談員等も講師を続け、

出前講座の回数を増やしていきたい。

・教員研修については、教育研究所で実施している家庭科教諭対象の講座に、消費生活に関する講師を派遣している。

< 高齢者への啓発 >

【委員】

・昨年ぐらいから、60歳以上の高齢者からの相談が多いとのことだが、来年からは団塊の世代も60歳代になるので、架空請求や悪質商法などによる被害の未然防止対策を強化すべきと考える。事業所での講座や研修が有効ではないか。

【事務局】

・高齢者向けには地域で出前講座等を実施している。
・今年度は、いくつかの事業所において悪質商法等のパネル展示を行い、昼休みや出社時間等に見ていただいている。

< 悪質事業者指導 >

【委員】

・悪質な事業者については、被害が広がっているのなら、指導で終わらず、事業者名を公表すればよい。公表することで、消費者への注意喚起が図られる。

【事務局】

・悪質な事業者については、まず消費生活センターで指導を行い、改善されなければ、生活安全課で指導や調査などを行ったうえで勧告を行う。事業者がその勧告にも従わない場合等には、公表することになっている。現在はセンターが事業者指導することにより、不当な勧誘などの行為が改善されているため、公表までには至っていない。

< 消費生活相談への対応 >

【委員】

・消費生活センターで受けた相談は、どのように処理されるのか。

【事務局】

・受けた相談のうち、約9割はクーリング・オフなどの自主交渉が可能な段階であり、助言で終了している。また、食中毒など健康被害であれば健康福祉センターなど、他機関を紹介するケースが多少ある。残りの約1割については、事業者とのあっせんを行っている。ただし、相談者が裁判等法的手段を望む場合には弁護士を

紹介するなどの対応をとっている。

< 消費者啓発 >

【委員】

- ・情報紙「福井の暮らし」は、どのように配布しているのか。

【事務局】

- ・消費者団体を通じて、直接、県民に手渡しをしていただくほか、市町に送付して自治会回覧や役場等に配架をしたり、スーパーマーケット、金融機関、病院に配布している。

< 商品テスト >

【委員】

- ・どのような観点で試買テストのテーマを選定するのか。
- ・テスト結果を事業者に提供して、活用してもらおうといいのではないか。例えば、事業者が商品を販売している店頭でテスト結果を掲示すれば、消費者の商品選択の基準となり、本当に情報の必要な人に対して効果的な啓発が可能となる。

【事務局】

- ・試買テストのテーマについては、例えば、去年は個人情報保護法の全面施行を受け、消費者のシュレッダーに対する関心が高まると考えテーマに選定するなど、その時々的情勢により適切なテーマを選定している。
- ・テストの結果、問題のある商品については、事業者に改善を要望するなど情報提供を行っている。テスト結果の活用方法については検討していく。

< 製品事故への対応 >

【委員】

- ・商品の欠陥等で大きな事故が起きてからの行政の対応が遅いように感じる。今回も事故対策等に関する法改正がされるまでに時間がかかりすぎる。
- ・消費者団体にいても、事故情報はなかなか伝わってこない。もっと啓発していくべきではないか。
- ・屋根の融雪装置事故についてであるが、福井県は高齢化が進んでいるので、装置を設置している世帯も多いと思う。これからの季節、一層、啓発に力を入れて欲しい。

【事務局】

- ・製品事故への対応については、まず、事業者が告知をして、回収等を行う。それでも消費者に危険が及ぶおそれがあるなど、事業者の告知だけでは不十分であると判断すれば、行政も広報を行っていく。
- ・事業者は、販売店等の顧客名簿を活用しながら、購入者に、直接、連絡をとるなどの対応をしているようである。
- ・県においても、国の対応などを確認しながら対応していきたい。